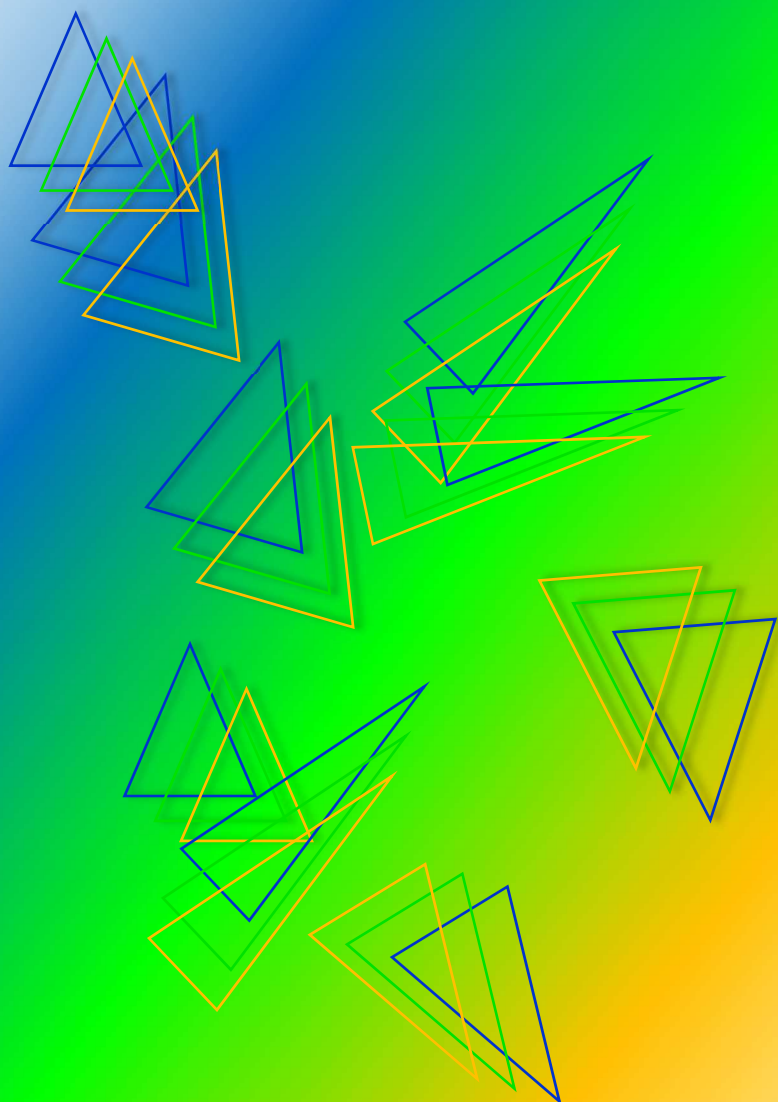


# 中央市新型インフルエンザ等対策

## 行動計画

~ Action Plan ~



Chuo City



# 目次

第1部 序説	1
第1章 計画見直しの背景	1
第2章 計画の位置づけ	2
第2部 対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 対策の目的と基本的事項	3
第1節 対策の目的	3
第2節 対策の基本的考え方	4
第3節 感染症有事のシナリオの考え方	4
第4節 対応時期の設定	5
第5節 対策項目の設定	6
第2章 対策を実施する上での留意事項	8
第3部 各対策項目の理念・目標及び取組	11
第1章 対策項目①「実施体制」	11
第1節 対策の理念・目標	11
第2節 時期に応じた取組	12
第2章 対策項目②「サーベイランス・情報収集」	18
第1節 対策の理念・目標	18
第2節 時期に応じた取組	19
第3章 対策項目③「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」	21
第1節 対策の理念・目標	21
第2節 時期に応じた取組	22
第4章 対策項目④「予防・まん延防止」	27
第1節 対策の理念・目標	27
第2節 時期に応じた取組	28
第5章 対策項目⑤「ワクチン」	30
第1節 対策の理念・目標	30
第2節 時期に応じた取組	31
第6章 対策項目⑥「医療」	40
第1節 対策の理念・目標	40
第2節 時期に応じた取組	41

第7章 対策項目⑦「保健」	43
第1節 対策の理念・目標	43
第2節 時期に応じた取組	44
第8章 対策項目⑧「物資」	46
第1節 対策の理念・目標	46
第2節 時期に応じた取組	47
第9章 対策項目⑨「生活・経済の安定の確保」	48
第1節 対策の理念・目標	48
第2節 時期に応じた取組	49

#### 附属資料

1. 中央市新型インフルエンザ等対策・機構図	附-1
2. 中央市新型インフルエンザ等対策・実施体制の構成等	附-2
3. 中央市新型インフルエンザ等対策・所掌事務（市対策部・班）	附-3
4. 物資等の備蓄	附-5
5. 用語集（解説）	附-7

## 第1部 序説

---

### 第1章 計画見直しの背景

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

このような中、2020年1月に、日本で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、以降、新型コロナの感染が爆発的に拡大し、市民の生命及び健康が脅かされ、手探りの状態で日々対応に追われた。また、市民生活、社会経済活動は大きく影響を受け、日常生活の様式が一変したことは記憶に新しいところである。

中央市（以下「本市」という。）においても、市民に必要な医療の確保、生命・健康を守り抜くとともに、市民生活、社会経済活動への影響の低減を図ることを目指し、様々な対策を実行してきたが、初期においては、手探りの状態であることから、その対応が後手に回ることもあった。

新型インフルエンザ等のような未知なる感染症への対策を事前に立てることは非常に難しく、実際に起きてみないとわからないことがあまりにも多いことを体感した。しかしながら先般の新型コロナによる感染症危機を乗り越える過程で、私たちは多くの教訓を得ることができたのも事実である。

そのうえで、今般の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が全面改定されたことを踏まえ、中央市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を改定することとした。

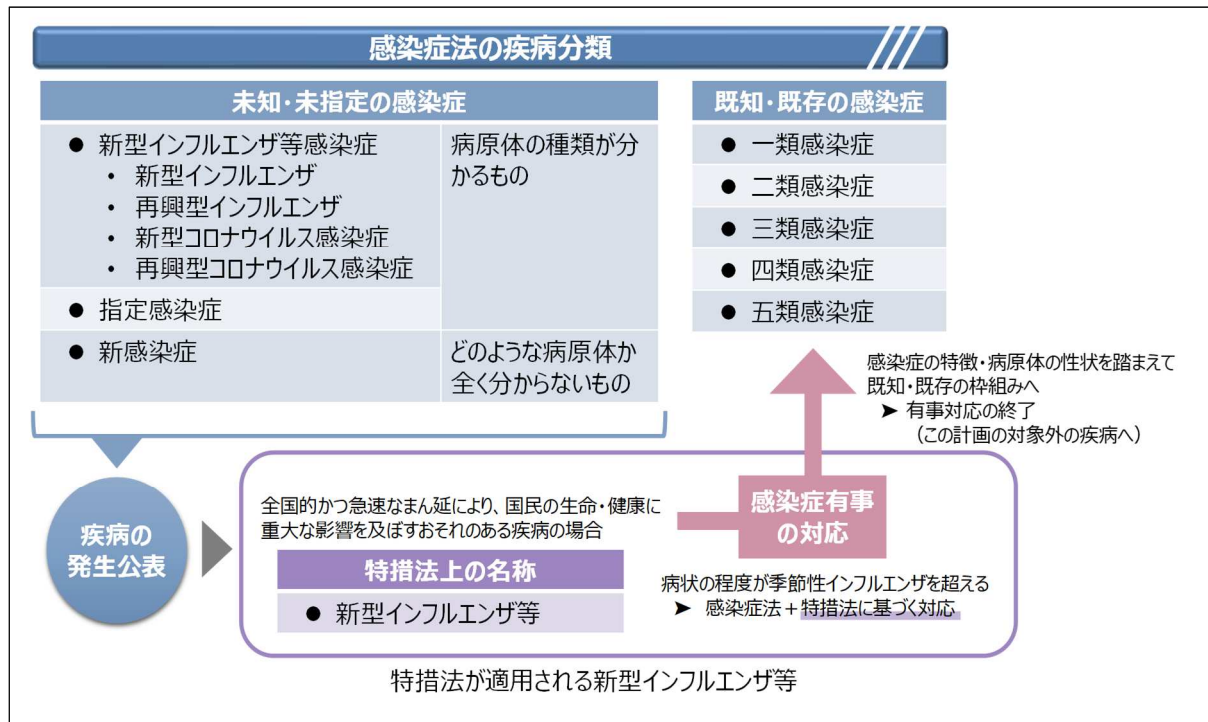
## 第2章 計画の位置づけ

市行動計画は、特措法第8条第1項の規定により、都道府県行動計画に基づき市長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。

このような計画の位置付けにより、計画の期間を設定しないが、関係する計画の制定や改定が行われた場合には見直しを検討する。

なお、特措法に基づき定める本計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とする。

図表1 特措法が適用される対象疾病等



出典：山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画

## 第2部 対策の実施に関する基本的な方針

---

### 第1章 対策の目的と基本的事項

#### 第1節 対策の目的

感染症である新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生した際にも、感染の幅（流行期間）と高さ（流行規模）がどのように推移するのかを正確に予測することも困難である。またその発生そのものを、阻止することも不可能であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び山梨県（以下「県」という。）内への侵入も避けられないと考える。

市民の生命及び健康、市民生活、社会経済にも大きな影響を与え深刻なものとなる新型インフルエンザ等に対して、感染の幅における波のピークをできる限り遅らせ、波の高さを低くすることで医療提供体制の強化を行う時間を確保することができるように感染症対策を行っていかなければならない。

このようなことを踏まえ、本市の新型インフルエンザ等への対策は次の2つの目的で行うものとする。

#### ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- a. 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンの製造・治療薬による対応のための時間を確保する。
- b. 流行期間におけるピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の収容能力を超えないようにすることにより、真に医療を必要とする患者が適切な医療を受けられるようにする。
- c. 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- a. 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- b. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、市民の生活・経済への影響を軽減する。
- c. 業務継続計画（BCP）の策定・改定・実施等により、感染症有事においても強化・拡充すべき業務、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットといった感染対策が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、市民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、一般医療機器（体温計等）や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄等の準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、国や県による外出の自粛若しくは施設の使用制限の要請、業務縮小による接触機会の抑制等の医療以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせ合わせて総合的に実施することが計画されている。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより、効果が期待されるものである。市民や事業者が自発的に職場や家庭における感染予防に取り組み、事業者においては継続する重要業務を絞り込むこと等について積極的に検討することが重要である。

新型インフルエンザ等への対策は、新たな感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況、地域の特性等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行の可能性、社会・経済活動への影響等を総合的に考慮した上で、その実施を判断するものである。

## 第3節 感染症有事のシナリオの考え方

感染症有事のシナリオは、新型インフルエンザといった特定の感染症や新型コロナウイルスといった過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、感染症有事の段階に応じて次のように考える。

- ① 病原体について限られた知見しか明らかになっていない段階では、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ② 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ③ 病原体の変異による病原性や感染性の変化、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化を織り込んだ想定とする。

#### 第4節 対応時期の設定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、対応時期を次のように定義することとし、時期区分の考え方を示す。

図表2 対応時期の区分設定

区分	対応時期の定義・時期区分の考え方
準備期	<p>【定義】 新たな感染症危機の発生前の段階</p> <p>【考え方】 新型コロナの対応において、平時の準備不足が明らかになったことから、平時の重要性を認識するとともに、その取組を充実させる必要がある。このため、平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることをより明確にするため、これを「準備期」として区分する。</p>
初動期	<p>【定義】 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階</p> <p>【考え方】 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が海外で発生して以降は、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生と国内発生の時期の違いで対応時期を区分する必然性に乏しい。また、感染経路を特定できるかどうかという、保健所のサーベイランスの部分で時期切替えの目安とすると、それぞれの分野での対策の切替えのポイントと必ずしも一致しないことが新型コロナの経験で明らかとなった。</p> <p>一方で、新型インフルエンザ等の発生公表や基本的対処方針の策定の前後で大きく対策が変わる。ここをターニングポイントとすることで対策の機動的な切替えが可能となる。このターニングポイントの前の時期では、病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処しなければならない。よってこれを「初動期」として区分し、その期間は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生したときから、基本的対処方針が策定・公示されるまでの期間とする。</p>

区分	対応時期の定義・時期区分の考え方
対応期	<p><b>【定義】</b> 政府及び県対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階</p> <p><b>【考え方】</b> 初動期より後は、国が基本的対処方針により感染症危機へ対処するために必要な事項を示し、県及び市対策本部が本格稼働する時期であり、これを「対応期」として区分する。</p> <p>対応期は、前節に示す感染症有事のシナリオの考え方をもとに、更に具体的に次の4つのシナリオを想定し、リスク評価等に合わせた対策を切り替えていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> </ul>

出典：山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画から一部引用・表形式に改変

## 第5節 対策項目の設定

政府行動計画では、対策の切替えのタイミングを示すとともに、地方公共団体や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、13の対策項目を立てている。

このうち、県行動計画では、港湾や空港のない実情を踏まえ、「水際対策」の対策項目については、まん延防止の入り口と位置付けて「まん延防止」の対策項目に統合し、「治療薬・治療法」の対策項目については、国による取組が多数を占めることや、同じ感染症危機対応医薬品等としてワクチンとの関連が強いことから「ワクチン」の対策項目と統合することとし、県における新型インフルエンザ等対策の取組を効果的に進めるために、11の対策項目を設けている。

このことにより、本市における市行動計画では、県行動計画に基づくとともに、本市における新型インフルエンザ等対策の取組を効果的に進めるために、次の9つの対策項目を設けることとする。

なお、各対策項目の具体的な取組は、前節で設定した対応時期区分に応じて第3部各章において、記載する。

図表3 対策項目の設定

対策項目
①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、リスクコミュニケーション ④予防・まん延防止 ⑤ワクチン ⑥医療 ⑦保健 ⑧物資 ⑨生活・経済の安定確保

## 第2章 対策を実施する上での留意事項

市は、新型インフルエンザ等発生時に備え、また発生した時の対策を実施する場合において、政府行動計画及び県行動計画、並びに国及び県の業務継続計画（BCP）に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の事項に留意する。

### ① 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進めるとともに、県や医療機関等の関係機関との訓練により、迅速な初動体制を確立することを可能とし、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの整備・推進等を行うものとする。

#### （ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有・準備

将来起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### （イ） 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定することとし、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### （ウ） 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検・改善

感染症による危機は、必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有し、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

#### （エ） 医療提供体制や検査体制等の平時からの備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の確認をするとともに、感染症有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の確認やリスクコミュニケーション等についても平時からの取組を進める。

#### （オ） DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、市の業務負担の軽減や関係者の連携強化等の事務負担の軽減等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことも目指し、

国や県の動向を踏まえ、DX等を推進する。また、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

## ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（エ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### （ア） 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県と連携し可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から収集したデータの整理を行うとともに適時適切な対策の切替えを実施する。

### （イ） 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

感染症有事には、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、常時医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。そのため、国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずるものとし、その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

### （ウ） 対策項目ごとの時期区分

科学的知見の集積による病原体の性状把握、医療提供体制等の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせながら適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。なお、個々の対策の切替えタイミングについて、県が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

### （エ） 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が必要不可欠であり、最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及するとともに、こどもから大人まで様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強

い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### ③ 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合、必要最小限とするとともに、法令根拠を前提としつつ、リスクコミュニケーションの観点からも十分に説明を行い、市民の理解を得ることを基本とする。なお、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮にも十分に留意しつつ、感染症危機に当たって、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による地域社会の分断が生じないように、取り組むものとする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷などの新型インフルエンザ等に起因する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。さらに、これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げるとともに、感染拡大の抑制を遅らせる要因となる可能性があることや新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべき重要な課題である。

### ④ 関係機関相互の連携強化の確保

市は、国や県と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### ⑤ 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。

また、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携しながら発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

### ⑥ 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、対応の状況や今後の対策に資する情報を公表する。

## 第3部 各対策項目の理念・目標及び取組

---

### 第1章 対策項目①「実施体制」

#### 第1節 対策の理念・目標

##### (1) 理念

- 感染症対策に資する人材の養成・確保、関係機関の緊密な連携や実践的な訓練等により、感染症危機への対応能力を向上する。
- 感染症の特徴や病原体の性状に適切に対応できる機動的な組織体制を構築する。

##### (2) 目標

###### 準備期

- 指揮命令系統の確立、人員の確保、業務継続計画（BCP）の実行性の確保、行動計画や業務計画の策定、改定等により、実効性のある組織体制を整備する。
- 平時から国・県からの情報を活用し、対策の実施や切り替えを適時適切に行うことができる体制整備を進める。
- 研修や訓練を通じて、国・県、他市町村、関係機関・関係団体等の連携を強化する。

###### 初動期

- 市は、即応体制をとりつつ、必要に応じて対策委員会を立ち上げ、初動期における対策を迅速に実施する。
- 感染症情報を迅速かつ的確に収集し、感染状況を県、他市町村、関係機関・関係団体等と迅速に共有する体制を構築する。

###### 対応期

- 様々な事態に対処するため県、他市町村、関係機関・関係団体等との連携強化を図り、業務の継続を相互に支援する。
- 中長期の対応も想定した持続可能な体制を構築する。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 関係機関による体制整備

##### 【市の体制整備】

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、執るべき体制や対策を明確にした市行動計画の策定・改定を行う。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴取する。(健康増進課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を策定・改定する。(総務課. 健康増進課)
- ③ 市は、市行動計画や業務継続計画（BCP）の策定・改定にあたっては、関連する他の計画と整合の取れたものとなるように配慮する。  
(総務課. 健康増進課)
- ④ 市は、緊急事態宣言の対象区域になった場合等、感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市対策本部体制及びそのための規定を整備する。  
(健康増進課. 危機管理課. 総務課. 政策秘書課)
- ⑤ 市は、全庁的に当事者意識を共有・醸成し、分担された役割を担えるよう、市対策本部の体制について職員への周知を図る。  
(健康増進課)

#### 1-2. 実効性の確保

##### 【連携協議会等の活用】

- ① 市は、県感染症対策連携協議会等から発信された情報を収集・活用し、対策の実施や切り替えを適時適切に行うことができる体制を整備する。  
(健康増進課)

##### 【関係機関との連携強化】

- ① 市は、事態対処を円滑に行うための連絡体制を整備し、感染症有事に備え、県や医療機関、関係団体等との連絡体制を整備・強化する。  
(健康増進課. 危機管理課)
- ② 市は、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換を行い、感染症有事に備える。(健康増進課. 危機管理課. 所管課)

- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2の2号に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。）の代行や応援等の具体的な運用方法について県と事前に協議する。（健康増進課. 危機管理課）
- ④ 市は、感染症対策について、事前の体制整備や人員・人材確保等の観点から必要があると判断した場合、県、医療機関、その他の関係機関等の協力を得て必要な準備を進める。（健康増進課. 危機管理課）
- ⑤ 市は、県・保健所、地域の関係機関で構成される新型インフルエンザ等対策を協議する会議等を通じて、地域における感染症の発生の予防やまん延の防止、医療提供体制の運用等における役割分担・連携を確認し、相互に意思疎通を図る。（健康増進課. 危機管理課）

#### 【訓練等への参加・人材の育成】

- ① 市は、県や関係医療機関、関係団体等が実施する訓練に参加し、平時から情報共有及び連携体制を確認・構築する。  
（健康増進課. 危機管理課. 所管課）
- ② 市は、県や関係医療機関、関係団体等が実施する研修会に参加し、職員の人材育成を図る。（健康増進課. 総務課. 所管課）

## 第2項 初動期

### 2-1. 市における即応体制への移行

- ① 市は、WHO や国による感染症の発生の公表前であっても、国内外で新型インフルエンザ等の発生の情報が確認されて、県が即応体制へ移行したことを把握した場合は、情報を収集し警戒にあたる。  
（健康増進課. 危機管理課）
- ② 市は、情報収集を進める中において、その対応・調整の実施にあたって、市対策委員会を設置することを検討し、国や県の動向を踏まえ、感染症有事の体制への移行の準備に万全を期すこととする。  
（健康増進課. 危機管理課）

### 2-2. 対策本部体制への移行

- ① 市は、新型インフルエンザ等が市内に発生した場合や、発生の恐れがある場合には、その対策の実施にあたって、市長を「本部長」とした市対策本部を設置することを検討し、国や県の動向を踏まえ市の感染症対応のため対応時期に応じた対策等を速やかに行う。なお、市対策本部の設置は、特措法の有無によらず、状況に応じ、柔軟に対応するものとする。  
（健康増進課. 危機管理課. 政策秘書課. 総務課）

- ② 市は、県対策本部が設置されたときは、市対策本部を設置し、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(健康増進課. 危機管理課. 政策秘書課. 総務課)

- ③ 市は、必要に応じて、前項「1-2. 実効性の確保」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるように全庁的な対応を進める。

(健康増進課. 危機管理課. 総務課. 所管課)

### 2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債等を発行することを検討し、所要の準備を行う。(財政課)

## 第3項 対応期

### 3-1. 様々な事態に対処できる組織体制の構築と運用

#### 【市における体制の確保】

- ① 市は、自らの行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制の強化を図るため、全庁的な対応を推進・実施する。(総務課. 健康増進課. 所管課)
- ② 市は、市内に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、市に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(健康増進課. 危機管理課. 所管課)

### 3-2. 関係機関との連携強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、市における対策が円滑に進むよう、市職員を県に派遣（リエゾン）する。

(総務課. 健康増進課. 危機管理課)

- ② 市は、新型インフルエンザ等の対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対して総合調整を行うよう要請し、応援を求める。

(健康増進課. 危機管理課)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、必要があると認めるときは、県、医療機関、その他関係機関と連携し、必要な総合調整を行う。(健康増進課. 危機管理課)

- ④ 市は、新型インフルエンザ等への対応が停滞することがないよう、県、医療機関、その他関係機関と緊密に連携するため、会議・研修等に出席し意思疎通を図る。(健康増進課. 危機管理課)

### 3-3. 実施体制の維持

#### 【市における体制の維持】

- ① 市は、新インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。(総務課. 所管課)
- ② 市は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保する。(財政課)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の対策を実施するために必要があると認めるときは、県や他市町村に応援を求めるものとし、また、国に職員の派遣を要請する。(所管課)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し新型インフルエンザ等対策の事務代行を要請する。(所管課)

#### 【関係機関における体制の維持】

- ① 市は、関係機関がその業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認め、労務、施設、設備、又は物資の確保について市に応援を求めた場合、必要な対策を協議し、協力する。(所管課)

### 3-4. 緊急事態措置の検討等について

#### 【緊急事態宣言の手続】

- ① 市は、市内を対象とした緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置することとする。また、市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。  
(市対策本部. 健康増進課. 危機管理課. 所管課)

### 3-5. 対策本部体制の終了

#### 【市対策本部の廃止】

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。ただし、対策本部体制で対応すべき事態が継続している場合には、特措法によらない組織として市対策本部の体制を維持する。  
(市対策本部. 健康増進課. 危機管理課. 所管課)

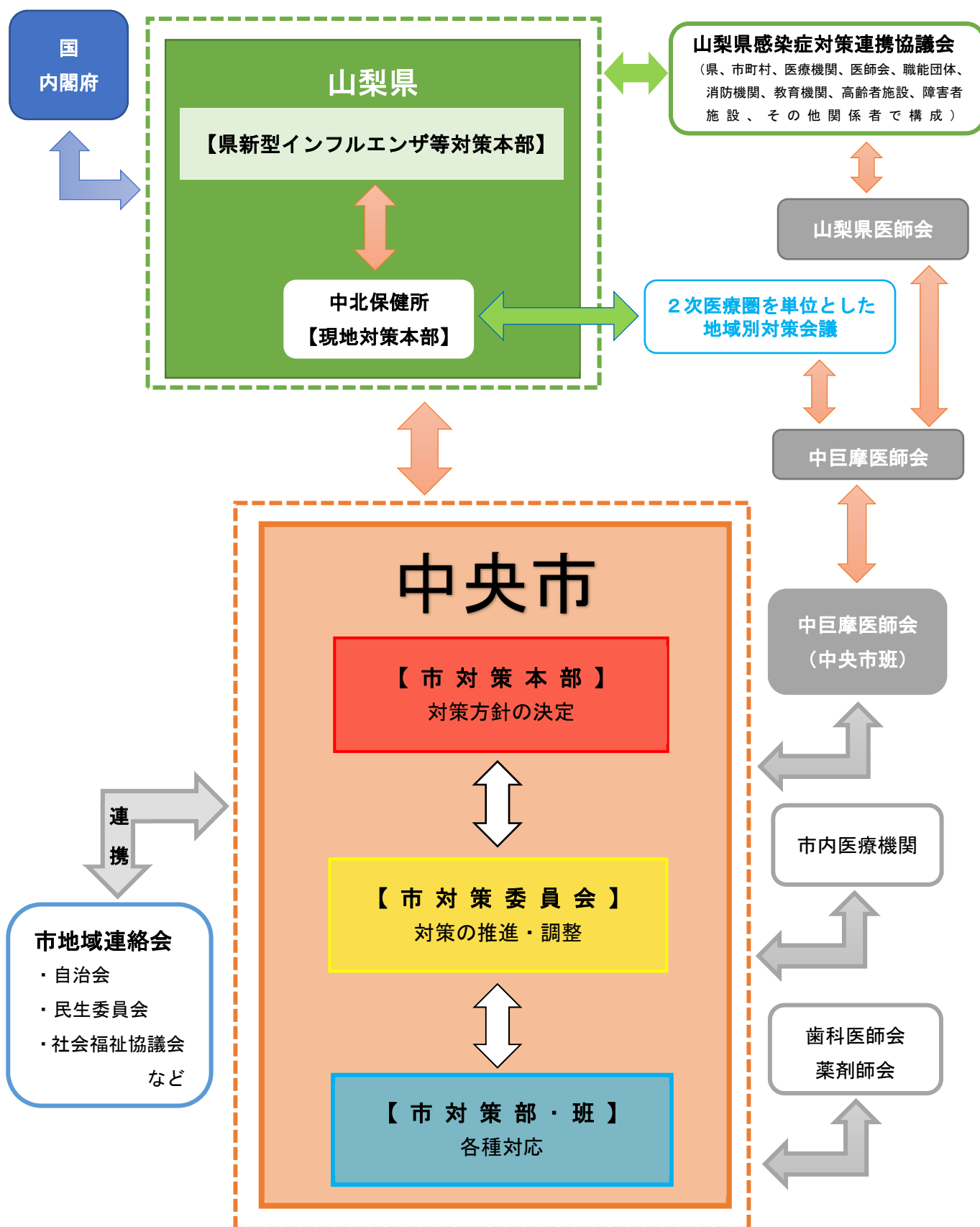
～ 緊急事態解除宣言 ～

国において、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは…

具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合等であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

図表4 中央市インフルエンザ等対策推進体制図



## 第2章 対策項目②「サーベイランス・情報収集」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 新型インフルエンザ等を含む感染症の発生や病原体についての情報を速やかに収集・把握し、県・他市町村並びに関係機関と共有するとともに感染症対策の実施・切替え及び体制の整備・構築に協力する。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 平時から感染症に関する情報収集等を行なうとともに、感染症有事における実施体制及び運用を確認する。  
平時から感染症サーベイランスに関する国や県の体制整備の構築に協力する。

##### 初動期

- 市は、即応体制をとりつつ、国や県の感染症サーベイランスに協力し、必要に応じて対策本部を立ち上げ、初動期における対策を迅速に実施する。
- 感染症情報等を迅速かつ的確に収集し、感染状況を県、他市町村、関係機関・関係団体等と迅速に共有する体制を構築する。

##### 対応期

- 国や県の感染症サーベイランスに協力しつつ、発生状況に応じて実施体制を見直し、関係機関等と連携強化を図り、適切な実施体制に移行する。
- 様々な事態に対処するため、常に情報収集を行いつつ、県、他市町村、関係機関・関係団体等との連携強化を図り、業務の継続を行う。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 情報の収集

- ① 市は、平時から国内外からの情報やその分析結果、リスク評価等について、国や県、医療機関、消防機関、保育所等、学校等、高齢者施設等、福祉施設等の関係機関から情報収集する。

(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課)

#### 1-2. 感染症サーベイランスの体制整備への協力

- ② 市は、平時から感染症サーベイランスに関する国や県の体制整備の構築に協力する。(健康増進課)

### 第2項 初動期

#### 2-1. 情報の収集

- ① 市は、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生状況、感染症の特徴(感染経路、潜伏期、症状等)や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を含む診断・治療に関する情報や症例定義等の収集を迅速に行う。

(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課)

#### 2-2. 感染症サーベイランスの体制整備への協力

- ① 市は、国や県が把握した指定届出機関からの患者発生の届出状況や病原体検出状況、ゲノム解析情報等を把握し、医療機関、関係機関、市民等に情報提供・共有するための体制整備の構築に協力する。(健康増進課)

### 第3項 対応期

#### 3-1. 情報の収集

- ① 市は、国や県が提供するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果等について情報を収集する。

(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課. 所管課)

### 3-2. 有事の感染症サーベイランス情報の提供と活用

- ① 市は、サーベイランスで収集した地域の感染状況、変異株の状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感受性、薬剤感受性等）等の情報並びに感染症対策に関する情報及び分析結果を把握し、その情報の提供・活用をする。（健康増進課）

### 3-3. サーベイランスの体制の見直しへの協力

- ① 市は、県が新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、サーベイランスの実施方法や対象を見直し、適切な実施体制に移行した場合、要請に応じ協力する。（健康増進課. 所管課）

## 第3章 対策項目③

### 「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」

#### 第1節 対策の理念・目標

##### (1) 理念

- 可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう迅速かつ分かりやすく提供・共有するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

##### (2) 目標

###### 準備期

- 平時から高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した情報の提供体制を検討する。
- 感染症による偏見・差別は許されず、受診行動を控えることによる感染症対策の妨げになることへの普及啓発を行う。

###### 初動期

- 国や県から提供された新型インフルエンザ等の特性や対策等について、正確かつ丁寧に情報発信を行うとともに市民等に対して、冷静な対応等を促すよう務める。

###### 対応期

- 県や医療機関等と協力し合い、各種媒体を活用し、分かりやすい情報発信を行う。
- 発生状況に応じて実施体制等を見直すとともに、県、他市町村、関係機関・関係団体、市民等に説明し理解を深める。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。(健康増進課)
- ② 市は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報の提供及び共有ができるよう、平時から感染症に関する情報の提供及び共有において適切に配慮こととする。  
(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるための相談窓口等を設置するにあたり、平時よりその対応を円滑に進めるための体制・手順等を確認する。(健康増進課)
- ④ 市は、市民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修等に参加し、職員の資質の向上を図る。(所管課)

#### 1-2. 感染症に関する情報提供・共有

- ① 市は、平時より地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校、高齢者施設・福祉施設、児童館等を所管する関係部局と相互に連携し、感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。  
(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課)
- ② 市は、情報提供の際には、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。(健康増進課)
- ③ 市は、市民に有用な情報の提供・共有について、平時より国、県と連携し信頼度が一層向上するよう取組を行うとともに、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。  
(所管課)

#### 1-3. 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- ① 市は、感染者やその家族、勤務先等の所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。(健康増進課)
- ② 市は、平時から県と連携を取りながら科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状

況に応じ、各種媒体（市 HP、広報紙等）を活用して、偽・誤情報に関する注意喚起を行う。（健康増進課・政策秘書課）

## 第2項 初動期

### 2-1. 情報提供・共有の体制整備

#### 【情報提供・共有の方法】

- ① 市は、各種媒体（市 HP、広報紙等）を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染情報を市民向けに分かりやすく発信する。  
（健康増進課）
- ② 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。  
（健康増進課・危機管理課・子育て支援課・長寿推進課・福祉課・教育総務課）
- ③ 市は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を図る。  
（健康増進課・危機管理課・子育て支援課・長寿推進課・福祉課・教育総務課）

#### 【情報提供・共有の内容】

- ① 市は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトをまとめ、市民等に情報提供・共有する。（健康増進課）
- ② 市は、国が作成した一般向け Q&A を各種媒体（市 HP、広報紙等）で情報提供・共有する。（健康増進課・政策秘書課）
- ③ 市は、県と協力し、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。  
（健康増進課・政策秘書課）

### 2-2. 双方向のコミュニケーション

- ① 市は、国や県の指導のもと、市の相談窓口を設置するとともに、寄せられた意見等により、情報の受け手の関心を把握するとともに整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションを実施するものとし、その対応には、リスクコミュニケーションも加味する。（健康増進課）

### 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染者やその家族、勤務先等の所属機関、医療従事者等に対する

偏見・差別等は許されず、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを発信する。(健康増進課)

- ② 市は、県と連携を取りながら科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況をふまえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民が正しい情報を入手できるよう努める。(健康増進課)
- ③ 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。(健康増進課)

#### 2-4. 発生事例の共有

- ① 市は、個人情報の保護に十分留意しつつ、県から情報発信された患者等の数、当市の患者等であることが判明した日時等に関する情報を提供してもらい共有する。(健康増進課)

### 第3項 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有

##### 【情報提供・共有の方法】

- ① 市は、各種媒体(市HP、広報紙等)により、情報の提供・共有を図る。  
(健康増進課. 政策秘書課)
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。  
(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課)
- ③ 市は、関係機関・団体等を通じて情報の提供・共有を図る。  
(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課. 生涯教育課)

##### 【情報提供・共有の内容】

- ① 市は、新たな感染症についての特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症に関する情報を市民等に分かりやすく発信する。  
(健康増進課)
- ② 市は、国や県と協力し、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与するものであることから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進めつつ、冷静な対応を促すためのメッセージを発出する。(健康増進課. 政策秘書課)

### 3-2. 双方向のコミュニケーション

- ① 市は、国が作成した一般向け Q&A や県コールセンターの設置状況を市 HP や広報紙等により情報提供するとともに、市の相談窓口等の体制を強化する。(健康増進課. 政策秘書課)
- ② 市は、寄せられた意見等により、情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションを実施するものとし、その対応には、リスクコミュニケーションも加味する。(健康増進課. 所管課)

### 3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、「偏見や差別等の行為は、許されるものではなく法的責任を伴う場合がある」こと、「偏見や差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなる」こと等について、正しい情報の提供や共有が図られるよう対処する。(健康増進課)
- ② 市は、国や県と連携を取りながら科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況をふまえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民が正しい情報を入手できるよう対処する。(健康増進課. 政策秘書課)
- ③ 市は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、国や県と協力し必要な対応を検討し、又は、協力・要請を実施する。  
(健康増進課. 政策秘書課. 所管課)

### 3-4. 発生事例の公表

- ① 市は、県が行う県内の発生事例の公表については、個人情報保護に十分留意しつつ、県から情報発信された患者等に関する情報、また、当市の患者等であることが判明した場合には、日時等に関する情報も含めその情報を提供してもらい、内容を共有する。

なお、発生事例の公表は、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止につながるために行うものであり、その内容は、公衆衛生上必要な情報に限ることとし、公表情報によって個人が特定されないよう十分に配慮する必要がある。(健康増進課. 政策秘書課)

### 3-5. リスクコミュニケーションを活用した説明

#### 【封じ込めを念頭に対応する時期】

- ① 市は、病原体の性状(病原性、感染症、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県又は市が行う感染症対策等の根拠を丁寧に説明する。(健康増進課)

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

◎重症化しやすい特定の層への配慮

- ① 市は、病原体の性状（病原性、感染症、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。（健康増進課）
- ② 市は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図るよう努める。  
（健康増進課）

【特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】

- ① 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や保健所の専門家の知見を活用しつつ、市民・関係機関等に対し丁寧に説明する。（健康増進課. 政策秘書課）
- ② 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い順次広報体制を縮小する。（健康増進課. 政策秘書課）

## 第4章 対策項目④「予防・まん延防止」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 国や県、関係機関と連携をしながら予防対策を実施し、新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせるとともに、医療提供体制の構築等の感染症危機に対応する準備のための時間を確保する。
- 封じ込めを念頭に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含む必要な措置を、県や関係機関と協議しながら適時適切に実施する。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 市は、予防・まん延防止対策を実施するための体制について、平時から検討しておく。
- 予防・まん延防止対策の効果を高める環境の整備を行うため、市民や事業者等の理解促進を図る。

##### 初動期

- 市は、国・県の動向に注視し、市内発生に備える。
- 市は、特措法に基づく予防・まん延防止対策の実施に向けた準備を進める。

##### 対応期

- 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえた予防・まん延防止対策について、県や医療機関等と協力し合い、感染拡大防止を図る。
- 市は、時期に応じて市民生活や社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮しつつ、その対応を決定する。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 予防・まん延防止対策の効果を高める環境の整備

- ① 市は、平時より、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。また、感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は、「相談窓口へ連絡し相談する」こと、「新たに感染を広げないように不要不急の外出を控える」こと、「マスク着用等の咳エチケットを行う」こと等の最低限度の取るべき対応等についても、平時から理解の促進を図る。

(健康増進課. 危機管理課. 子育て支援課. 長寿推進課. 福祉課. 教育総務課. 政策秘書課)

#### 1-2. 予防・まん延防止対策を実施するための体制整備

- ① 市は、国や県、医療機関、関係団体等からの情報収集や確認を行うとともに、地域の予防・まん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるように業務継続計画(BCP)を策定し、また、適宜改定する。(総務課. 健康増進課. 所管課)

### 第2項 初動期

#### 2-1. 予防・まん延防止の強化における国・県との連携

- ① 市は、市内での発生に備え、国や県との連携強化を図るとともに感染症対応に関する情報等を収集し、予防・まん延防止の強化のための対応準備をする。(健康増進課. 所管課)

#### 2-2. 予防・まん延防止対策の準備

- ① 市は、国等による予防・まん延防止に関する対策強化の内容を市民や事業者等へ周知する。(健康増進課. 所管課)
- ② 市は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画(BCP)に基づく対応を準備する。(所管課)

### 第3項 対応期

#### 3-1. 予防・まん延防止対策の実施に対する考え方

- ① 市は、国等による水際対策の強化や緩和・中止の動向を注視し、その情報等を収集するとともに予防・まん延防止のための措置について、適時適切に対応を切り替える。(健康増進課. 所管課)

- ② 市は、地域の感染状況や医療提供体制等に基づいた柔軟な予防・まん延防止対策を講ずる。また、必要に応じて他地域への移動自粛要請等が出された場合は、迅速な情報発信に努める。

(健康増進課. 所管課)

### 3-2. 封じ込めを念頭に対応する時期の予防・まん延防止対策

【事業者や学校等に対する措置等】

#### ◎事業者・学校等への特別の措置等

- ① 市は、予防・まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者等を支援するため、国・県の方針を踏まえたうえでの要請や必要な支援策等の措置を講ずることを検討する。なお、他の事業者等との公平性の観点や円滑な執行等が行われること等に留意する。

(政策秘書課. 財政課. 所管課)

- ② 市は、県から学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等の要請に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、まん延を防止するために必要な措置を検討し、対策を講ずるものとする。(教育総務課)

#### ◎医療・保健福祉・教育における対策強化とその影響への配慮

- ① 市は、予防・まん延防止のために必要な措置によって、通所介護事業所等が、休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については、訪問介護等を活用した対応を検討する。(長寿推進課. 福祉課)
- ② 市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、保育所・学校等に対し当該施設における感染対策の実施に資する情報の提供・共有を行う。(健康増進課. 子育て支援課. 教育総務課)
- ③ 市は、県からの要請により保育園、学校等が臨時休業等の措置を講じる場合であって、その影響を低減する必要があるときは、十分な集団感染対策を講じた上で一部施設の部分的開所を検討する。

(子育て支援課. 教育総務課)

## 第5章 対策項目⑤「ワクチン」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 予防接種の実施主体として、ワクチン接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- 予防接種やワクチンへの理解、治療薬・治療法の有効性や安全性に関して、県や関係医療機関等と協力しながら情報提供を行い、市民の理解を深める。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 感染症有事において、予防接種を円滑に行えるよう接種体制の構築に必要な準備を進める。

##### 初動期

- 国から提供されるワクチンの供給量を鑑み、接種計画を立てる。
- 予防接種に必要な医療従事者、接種会場、必要な資材等の接種体制を確保する。
- 新型インフルエンザ等のワクチン、治療薬・治療法に関する情報について、市内医療機関や市民等へ迅速に提供・共有を行う。

##### 対応期

- 準備期、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を受ける機会を確保実施する。
- 予防接種を受けるかどうかの判断を、正しい情報に基づいて行えるようにワクチン等に関する情報を接種対象者等へ周知する。
- 予防接種健康被害救済制度について、申請を行なおうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行うとともに、申請を受け付ける。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 感染症危機対応医薬品等を利用する基盤の整備

##### 【ワクチン】

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から医師会等と連携し、医療従事者、接種所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。  
(健康増進課)
- ② 市は、ワクチンの円滑な流通体制を整備する県に対して、連携、役割分担等に協力をする。また、県による管内ワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするとともに、医療機関単位のワクチン分配量も想定しておく。(健康増進課)

#### 1-2. 予防接種体制

- ① 市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康増進課)

##### 【特定接種】

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象とする特定接種については、市が、実施主体として、原則、集団接種になるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。(健康増進課)
- ② 市は、特定接種の対象となる医療や国民生活・国民経済安定分野の事業者による登録申請を当該事業者に周知する。(健康増進課. 所管課)
- ③ 市は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。(健康増進課. 所管課)
- ④ 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。(健康増進課)
- ⑤ 市は、特定接種登録事業者による業務継続計画（BCP）の策定について支援する。(健康増進課. 所管課)

##### 【住民接種】

- ① 市は、迅速な住民接種を実現するため、次の準備を行う。(健康増進課)
  - 1) 国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種するための体制構築。
  - 2) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶこと等、居住地以外での予防接種を可能とする取組の推進。

3) 速やかな接種を可能とするため、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種の時期の周知・予約等の接種体制の具体的な実施方法に係る検討。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

注) 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

図表 5 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

### 1-3. 情報提供・共有、DXの推進

- ① 市は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型コロナウイルス等対策におけるワクチンの役割や接種対象者、接種順位の在り方等の基本情報について、市HPや広報紙等を通して情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。(健康増進課. 政策秘書課)
- ② パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する情報周知を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知・取組を行う。  
(健康増進課)
- ③ 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。  
(健康増進課)
- ④ 市は、予防接種の接種記録や副反応疑い報告等を迅速かつ正確に管理するために国が基盤整備する予防接種事務のデジタル化・標準化に協力する。  
(健康増進課. 企画課)

## 第2項 初動期

### 2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、医師会等の協力を得て、対応する組織体制の構築を行う。(健康増進課)
- ② 市は、準備期に構築した接種体制に基づき、必要と判断し準備した資材の適切な確保、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保する。  
(健康増進課)
- ③ 市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、国の方針を踏まえ、医療従事者に対して協力要請を行う。また、医療従事者が不足する場合等においては、状況により県に歯科医師・診療放射線技師等に対して、接種体制に協力できるよう要請をする。(健康増進課)

### 2-2. 予防接種体制

#### 【特定接種】

- ① 登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康増進課)

## 【住民接種】

- ① 接種が速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握、接種勧奨、予約受付方法等の検討を行う。(健康増進課)
- ② 接種の準備に当たっては、大幅に業務量が増えることが見込まれるので、全庁的な実施体制の確保を行う。(健康増進課. 政策秘書課. 総務課)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務の洗い出し、それぞれの業務に必要な人員数の想定や人員リストの作成、業務内容の説明等優先順位や内容に応じて、人員の確保と配置を行う。(健康増進課. 政策秘書課. 総務課)
- ④ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の外部委託も検討しながら業務負担の軽減策も検討する。(健康増進課. 政策秘書課. 総務課)
- ⑤ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。(健康増進課)
- ⑥ 接種実施医療機関の確保とともに、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことができるよう協議を行う。(健康増進課)
- ⑦ 高齢者施設や社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。  
(長寿推進課. 福祉課. 健康増進課)
- ⑧ 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。また、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーを活用した本人確認等の予防接種事務のデジタル化、システム基盤への登録等、必要な設備の整備等の手配を行う。  
(健康増進課)
- ⑨ 臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となることから、手続きを行う。また、合わせて必要な医療従事者の算定を行う。(健康増進課)
- ⑩ 具体的な例として、医療従事者は、予診医・接種医（医師又は看護師）・薬液充填及び接種補助・接種後の状態観察者が必要であり、その他検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行等には事務職員が担当すること等が考えられること留意する。(健康増進課)
- ⑪ 接種会場での救急対応については、アナフィラキシーショックや痙攣等の重篤な副反応がみられた際に応急治療ができるための救急処置用品を準備しておく。また、適切な管理・保管を行う。(健康増進課)
- ⑫ 重篤な副反応が発生した場合、速やかな治療や搬送に資するようあらかじめ会場内従事者の役割を確認しておく。また、搬送先の二次医療機関等も連携体制を確保する。(健康増進課)

⑬ ワクチンの接種に必要な資材の準備・調達・確認を行う。(健康増進課)

図表6 予防接種に必要なとなる可能性がある資材【参考】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

※感染性廃棄物が運搬されるまでの保管場所等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）の基準を遵守する。

※感染予防の観点から接種経路の設定に当たっては、接種の流れが滞ることがないように配慮し、被接種者が一定の間隔を取ることができ、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3項 対応期

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康増進課)

- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康増進課)
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に地域間での調整(融通)等を行う。(健康増進課)
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間での調整(融通)等を行う。(健康増進課)

### 3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康増進課)

#### 【特定接種】

##### ◎地方公務員に対する特定接種の実施

- ① 国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課)

#### 【住民接種】

##### ◎予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。  
(健康増進課)
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。  
(健康増進課)
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(健康増進課)
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう周知し、また、接種会場においても掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。

なお、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に

係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康増進課)

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられること留意する。(健康増進課)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(健康増進課. 長寿推進課. 福祉課)

### ◎接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(健康増進課)

- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(健康増進課)
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。(健康増進課. 政策秘書課)

### ◎接種体制の拡充

- ① 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて、市総合会館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(健康増進課. 長寿推進課. 福祉課)

### ◎接種記録の管理

- ① 市は、国や県とともに地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう接種記録を整備し、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康増進課)

### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。また、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。(健康増進課)
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。(健康増進課)
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に実施する。(健康増進課)

### 3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(健康増進課)
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行うことも検討する。(健康増進課)
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する情報周知を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知・取組を行う。  
(健康増進課)

#### 【特定接種に係る対応】

- ① 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。(健康増進課)

#### 【住民接種に係る対応】

- ① 市は、実施主体として住民からの基本的な相談に応じる。(健康増進課)
- ② 予防接種法第6条第3項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - 1) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - 2) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - 3) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知



## 第6章 対策項目6「医療」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 市民の生命及び健康を守るため、感染症の発生状況に応じた医療提供体制を確保する。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 市は、感染症有事において、救急医療のひっ迫を回避するため、平時から救急車の適正利用に関する促進や#7119・#8000を利用することを周知し、理解を深める。

##### 初動期

- 救急医療のひっ迫を回避するため、県や関係機関等と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法を市民に周知する。
- 症状が軽微な場合には、救急車の利用を控えることや#7119・#8000を利用すること、救急医療の適正利用を促進する。

##### 対応期

- 市民への救急車の適正利用や#7119・#8000の利用促進により、救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。
- 市は、感染症の特徴や性状等に応じて、感染症以外の疾患にかかる健診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 円滑な医療提供のための体制整備

- ① 市は、平時から感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には、救急車の利用を控えることや#7119・#8000等の利用について周知するとともに、救急医療の適正利用について促進する。  
(健康増進課)

#### 1-2. 関係機関による連携の推進

- ① 市は、感染症法の規定に基づく県の総合調整権限による医療提供体制の確保について協力し、平時から医療機関等の関係機関と認識を共有する。  
(健康増進課)

### 第2項 初動期

#### 2-1. 新たな感染症に関する知見の共有等

- ① 市は、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生状況、感染症の特徴(感染経路、潜伏期間、症状等)や病原体の性状(病原性、感染力、薬剤感受性等)を含む診断・治療に関する情報、症例定義等を市内医療機関に相談するとともに、庁内関係課や高齢者・福祉施設等、消防機関等の関係機関と共有し、市民等に周知する。  
(健康増進課・危機管理課・子育て支援課・長寿推進課・福祉課・教育総務課)

#### 2-2. 医療提供体制の確保

- ① 市は、県や関係機関等と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法を市民等に周知する。(健康増進課)
- ② 市は、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車の利用を控えることや#7119・#8000等を利用することのさらなる周知や、救急医療の適正利用を促進する。(健康増進課)

#### 2-3. 関係機関による連携の強化

- ① 市は、通常医療、救急医療及び感染症医療の提供状況、ひっ迫状況、又は、最新の感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、薬剤感受性等)等について、県や関係機関等と随時連携を図りつつ意識共有し、また、県や関係機関等が開催する協議・検討会に参加等することにより、連携を更に強化する。(健康増進課)

### 第3項 対応期

#### 【体制の維持】

- ① 市は、市民への救急車の適正利用や、#7119・#8000の利用の促進により、救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。(健康増進課)

#### 【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

- ① 市は、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みになった場合は、発熱外来の一覧等を県と協力して市民に周知する。(健康増進課)
- ② 市は、感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まり等を踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。(健康増進課)

## 第7章 対策項目⑦「保健」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じ、患者等の症状に応じた療養支援等を行い、市民の生命及び健康を守り抜く。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 研修や訓練に参加し、感染症有事体制の理解を深める。
- 市は、県が行う療養支援等に携わる関係機関の役割分担について協力し、また、相互に連携をとることができる体制の整備に協力する。

##### 初動期

- 市は、県が行う療養支援等に携わる関係機関の役割分担について協力し、また、相互に連携をとることができる体制に備える。
- 市は、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診を勧奨するよう市民に周知する。

##### 対応期

- 市は、県及び関係機関と連携して、療養支援を行う。
- 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- 市は、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメータ等の物品の支給に協力する。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 保健の分野における体制の整備

- ① 市は、人員体制等を考慮し、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を実施する。(総務課・健康増進課)

#### 1-2. 保健の分野での連携体制の構築

- ① 市は、平素から県・保健所・医師会等と意見交換を通じ、連携を強化する。(健康増進課)
- ② 感染拡大及びまん延防止、適切な受診行動を促す等の正しい知識の普及啓発を市民に行う。(健康増進課)

### 第2項 初動期

#### 2-1. 相談センターの開設後の周知

- ① 市は、症例定義に当てはまる有症状者等が、県が国の要請に基づき設置する「相談センター」に相談することが、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であること、また、感染を疑う行動歴や症状がある場合は、相談センターに連絡し相談するよう周知する。  
(健康増進課)
- ② 市においても市民からの相談に対応する。(健康増進課)

### 第3項 対応期

#### 3-1. 流行期における保健の対応

- ① 市は、流行期における業務量に対応できる感染症有事体制を速やかに確立する。(所管課)
- ② 市は、県や医療機関、関係団体等と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について、広く市民等に周知する。(健康増進課)

#### 3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康増進課)
- ② 市は、県や関係機関と連携し、県が実施する自宅療養の対象となった患者等への食料品や日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等、又は、県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービス(地域保健・福祉サービス等)の提供に協力するほか、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の物品の

支給に協力する。(健康増進課. 所管課)

- ③ 市は、市での業務ひっ迫が見込まれる場合には、外部委託や雇上げ等により、業務効率化を進める。(健康増進課. 所管課)

## 第8章 対策項目⑧「物資」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 平時から感染症対策物資の備蓄を進めるとともに、感染症有事の際に必要な数量の感染症対策物資等を確保することで、感染症危機への対応力を高める。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 市は、マスク、グローブ、ガウン等の個人防護具を備蓄するとともに、市内の医療機関や高齢者施設等の関係機関に対して感染症対策物資等の備蓄に努めるよう推進する。

##### 初動期／対応期

- 市は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、市の備蓄状況等を確認する。
- 市は、市、医療機関、高齢者施設等において、必要な物資及び資材が不足するときは、県に必要措置を講じるよう要請する。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄・管理

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認・点検する。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。  
（健康増進課・危機管理課）
- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、市は、国及び県から消防機関へ要請することを依頼する。（健康増進課・危機管理課）
- ③ 地域の医療機関は、診察・治療において感染者との接触があるため、医療従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、市は、国及び県から医師会等へ要請することを依頼する。（健康増進課）
- ④ 地域の高齢者、障害者等の要配慮者利用施設は、要配慮者との接触があることから、感染拡大や個人の感染を防ぐため、市は、関係施設に対し、個人防護具の備蓄を進めるよう依頼する。（長寿推進課・福祉課）

### 第2項 初動期

### 第3項 対応期

#### 2-1/3-1. 備蓄状況の確認と供給に関する相互協力

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資又は資材の確認を行うとともに、不足等により、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、市は県に対し、それぞれ必要な物資、又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。  
（健康増進課）

## 第9章 対策項目⑨「生活・経済の安定の確保」

### 第1節 対策の理念・目標

#### (1) 理念

- 感染症の危機が市民の生活・経済に大きな影響を及ぼすことを念頭に、感染症対策と市民の生活・経済との両立を図る。

#### (2) 目標

##### 準備期

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁舎内すべての課の連携が必要となるため、情報共有体制を整備する。
- 感染症有事の際における感染拡大及びまん延防止、適切な受診行動を促す等の正しい知識の普及啓発を行う。

##### 初動期

- 業務計画や事業継続計画（BCP）に基づき、関係機関等が事業の継続に向けた準備を着実に行う。
- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えられるよう施設確保等の体制を整える。

##### 対応期

- 市民の生活の安定の確保に必要な施策を講じる。
- 関係機関が事業を継続し、行政がこれを支援することにより、感染対策と社会経済活動の両立を図る。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(健康増進課. 所管課)

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(健康増進課. 政策秘書課. 所管課)

#### 1-3. 事業継続に向けた準備

- ① 市は、国及び県と連携し、事業者や高齢者施設等の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定するBCPは、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。

(健康増進課. 所管課)

#### 1-4. 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、第8章「物資」第2節「時期に応じた取組」第1項「準備期」1-1. 感染症対策物資等の備蓄・管理において、備蓄する感染症対策物資等のほか、併せて、その所掌事務、又は、業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり、生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(健康増進課. 危機管理課)

- ② 市は、市民や市内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(危機管理課. 健康増進課. 福祉課. 長寿推進課. 子育て支援課. 教育委員会)

### 1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携するとともに、自治会・社会福祉協議会・介護支援事業者・障害福祉サービス事業者等と協力して要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討していく。

（長寿推進課・福祉課・総務課・危機管理課・健康増進課）

### 1-6. 火葬体制の構築

- ① 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう他市町村と調整を行うものとする。なお、その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を併せて行うものとする。

（市民環境課・健康増進課）

## 第2項 初動期

### 2-1. 事業継続に向けた準備

- ① 市は、国や県と連携し、事業者や高齢者施設等の感染症対策に対する事業（業務）継続計画（BCP）に基づく内容の確認を行うとともに、その事業継続に向けた調整・準備を行う。（健康増進課・所管課）

### 2-2. 遺体の火葬・安置

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保や遺体の保存作業に必要となる人数等の確保について、準備・確認を行う。

（市民環境課・危機管理課）

## 第3項 対応期

### 3-1. 市民の生活安定の確保を対象とした対応

#### 【心身への影響に関する施策】

- ① 市は、感染症への罹患及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康増進課）

#### 【生活支援を要する者への支援】

- ① 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応

じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康増進課. 長寿推進課. 福祉課）

【教育及び学びの継続に関する支援】

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育総務課）

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県とともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（政策秘書課. 危機管理課. 所管課）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。  
（政策秘書課. 危機管理課. 所管課）
- ③ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県とともに生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令に基づき講ずることとされる措置を適切に実施する。（政策秘書課. 危機管理課. 所管課）

【埋葬・火葬の特例等】

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。（市民環境課. 危機管理課）
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（市民環境課. 危機管理課）
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。  
（市民環境課. 危機管理課）
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施

設等を直ちに確保する。併せて、市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(市民環境課. 危機管理課)

- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(市民環境課. 危機管理課)
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(市民環境課)

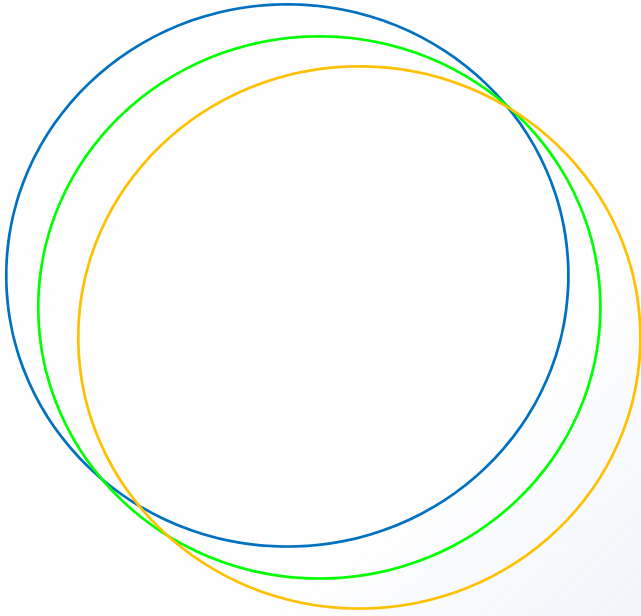
### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 【事業者に対する支援】

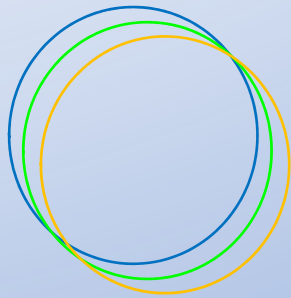
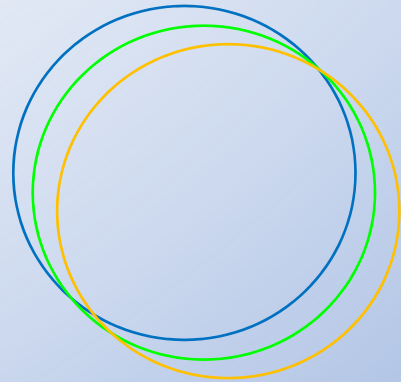
- ① 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な措置について、公平性にも留意しつつ効果的に講ずる。  
(政策秘書課. 財政課. 所管課)

#### 【市民の生活及び地域経済の安定に関する措置】

- ① 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、飲料用水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(上下水道課)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態において、公衆衛生上の廃棄物の取り扱いに関し、一般廃棄物の処理については、市がその処理責任を有していることから、必要かつ適切な措置を講ずる。(市民環境課)

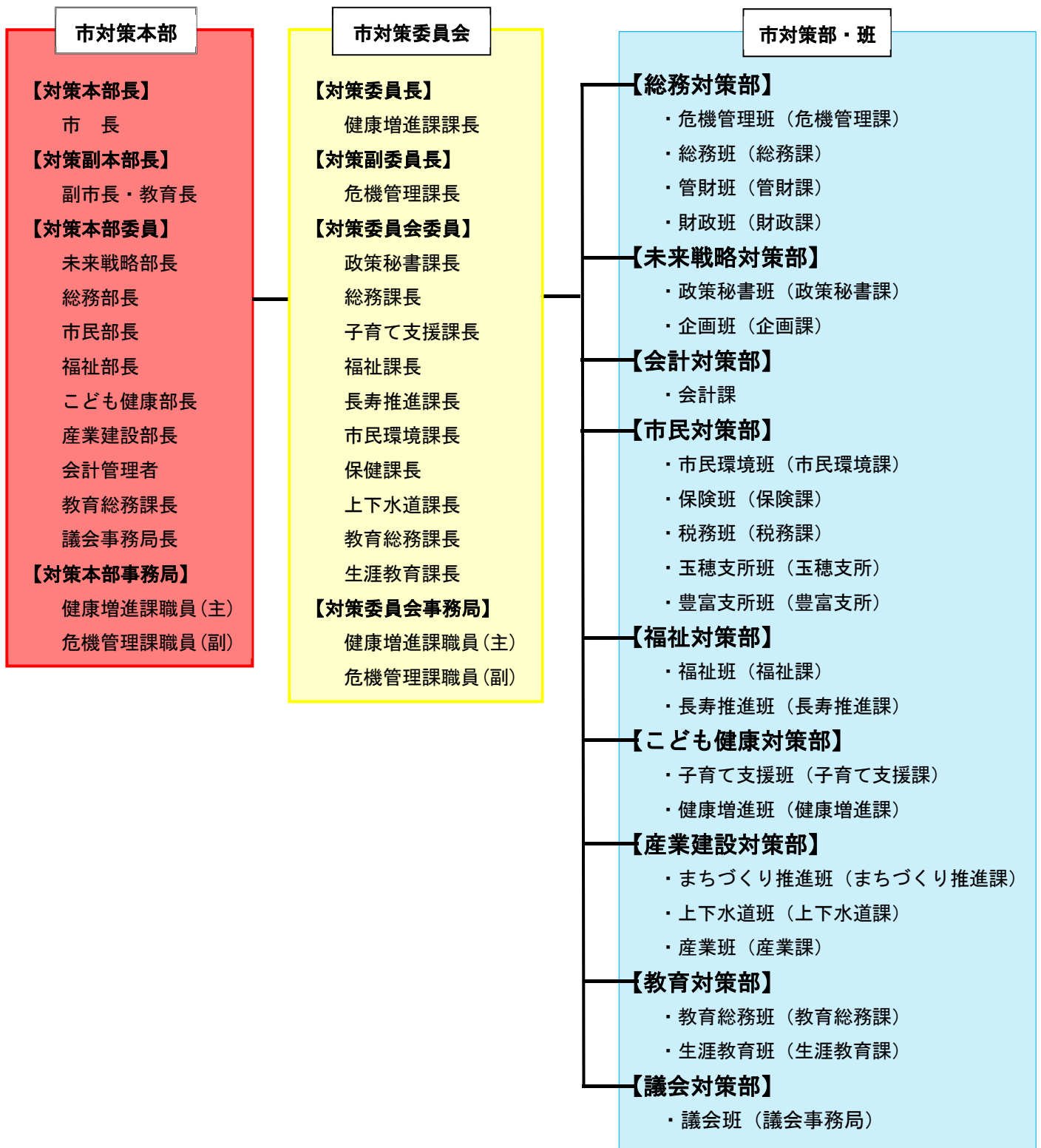


# 附属資料





# 1. 中央市新型インフルエンザ等対策・機構図



## 2. 中央市新型インフルエンザ等対策・実施体制の構成等

### 【市対策本部】

#### 1. 対策本部の構成

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部長：総務部長、未来戦略部長、市民部長、福祉部長、こども健康部長、産業建設部長、会計管理者、教育総務課長、議会事務局長、その他市長が必要と認める職員

#### ◎事務局

・事務局長：こども健康部健康増進課（主）／総務部危機管理課（副） 課長

・事務局：こども健康部健康増進課（主）／総務部危機管理課（副） 課員

※こども健康部健康増進課（主）総務部危機管理課（副）が、状況に応じ市対策本部に関する事務を行うものとする。

#### 2. 分担任務

(1) 本部長は、対策本部の事務を総括し、所属する各部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部長は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(4) 本部長会議は、対策本部に係る新型インフルエンザ等対策の基本的な事項について協議する。

(5) 所掌事務に定めていない事項については、本部長会議でその都度定めるものとする。

### 【市対策委員会】

#### 1. 対策委員会の構成

委員長：健康増進課長

副委員長：危機管理課長

委員：政策秘書課長、総務課長、子育て支援課長、福祉課長、長寿推進課長、市民環境課長、保険課長、上下水道課長、教育総務課長、生涯教育課長、その他健康増進課長が必要と認める職員

#### ◎事務局

・事務局：こども健康部健康増進課（主）／総務部危機管理課（副） 課員

※こども健康部健康増進課（主）総務部危機管理課（副）が、状況に応じ市対策委員会に関する事務を行うものとする。

#### 2. 分担任務

(1) 委員長は、対策委員会の事務を総括し、所属する各課の職員を指揮監督する。

(2) 副委員長は、対策委員長を助け、対策委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本委員は、対策委員長の命を受け、対策委員会の事務に従事する。

(4) 本対策委員会会議は、対策委員会に係る新型インフルエンザ等対策の本部長会議の決定事項等について確認し、対策部間の連絡・調整を行う。

(5) 所掌事務に定めていない事項については、本対策委員会会議でその都度定めるものとする。

### 【市対策部・班】

#### 1. 分担任務

(1) 新型インフルエンザ等対策にあたり、部及び班を置き、部に部長、班に班長（課（局）長又は課（局）長が指名する者）を置く。

(2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する所掌事務を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

(3) 班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して所掌事務の処理に当たる。

(4) 各班に属する職員は、当該班員となりあらかじめ定められた事務等を行う。

### 3. 中央市新型インフルエンザ等対策・所掌事務（市対策部・班）

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
各部・班共通事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の動員配備に関する事。</li> <li>2 市対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関する事。</li> <li>3 所属職員・家族等の健康等状況の把握に関する事。</li> <li>4 所管する施設の対策に関する事。</li> <li>6 物資集積所の管理及び支援物資の管理・配布への協力に関する事。</li> <li>7 臨時予防接種の実施への協力に関する事。</li> <li>8 他部・班の応援・協力に関する事。</li> <li>9 その他、本部長の命ずる事項に関する事。</li> </ol>
総務対策部 (総務部長)	危機管理班 (危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市対策本部（市対策委員会含む）の設置・運営に関する事。(副)</li> <li>2 本部員会議（市対策委員会含む）に関する事。(副)</li> <li>3 防災行政無線の管理に関する事。</li> <li>4 関係機関から各種情報の収集に関する事。</li> <li>5 物資集積所の管理及び支援物資の管理・配布への統括に関する事。</li> <li>6 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>7 その他、他部に属さない事。</li> </ol>
	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員配備、調整に関する事（県へのリエゾン含む）。</li> <li>2 職員の健康管理に関する事。</li> <li>3 業務継続計画（BCP）に関する事。</li> <li>4 各部への応援に関する事。</li> </ol>
	管財班 (管財課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎の維持、管理に関する事。</li> <li>2 庁用自動車の集中管理、配車等に関する事。</li> <li>3 各部への応援に関する事。</li> </ol>
	財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部活動費等の予算編成に関する事。</li> <li>2 感染症等の対策に必要な予算編成に関する事。</li> <li>3 義援金（受付、保管、配分）に関する事。</li> <li>4 各部への応援に関する事。</li> </ol>
未来戦略対策部 (未来戦略部長)	政策秘書班 (政策秘書課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 市民への広報・広聴活動に関する事。</li> <li>3 報道機関への情報提供、協力要請等に関する事。</li> <li>4 各種情報の管理（取扱い指示等）、統轄に関する事。</li> <li>5 風評被害対策（感染者・医療従事者等）に関する事。</li> <li>6 危機管理班への応援に関する事。</li> </ol>
	企画班 (企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通政策の対応に関する事。</li> <li>2 外国人の安全確保及び支援に関する事。</li> <li>3 市対策関連文書等（OA機器類含む）の記録・保存等に関する事。</li> <li>4 各部への応援に関する事。</li> </ol>
会計対策部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部活動費等の関係経費の出納に関する事。</li> <li>2 各部への応援に関する事。</li> </ol>
市民対策部 (市民部長)	市民環境班 (市民環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの相談、問い合わせ等の記録、取り次ぎ、処理に関する事。</li> <li>2 遺体の処理及び埋火葬に関する事。</li> <li>3 埋火葬許可証の発行に関する事。</li> <li>4 環境衛生の保全に関する事。</li> <li>5 ごみ及びし尿の収集、処理に関する事。</li> <li>6 各部への応援に関する事。</li> </ol>
	保険班 (保険課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品、衛生材料の調達等協力に関する事。</li> <li>2 各部への応援に関する事。</li> </ol>
	税務班 (税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援物資、調達物資の受付、仕分けに関する事。</li> <li>2 各部への応援に関する事。</li> </ol>
	玉穂支所班 (玉穂支所長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの相談、問い合わせ等の記録、取り次ぎ、処理に関する事。</li> <li>2 各部への協力に関する事。</li> </ol>
	豊富支所班 (豊富支所長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの相談、問い合わせ等の記録、取り次ぎ、処理に関する事。</li> <li>2 各部への協力に関する事。</li> </ol>

部名(部長)	班名(班長)	分 掌 事 務
福祉対策部 (福祉部長)	長寿推進班 (長寿推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅高齢者その他特に配慮を要する者の健康管理及び支援に関すること。</li> <li>2 介護保険施設等との連携協力に関すること。</li> <li>3 要配慮者利用施設管理者等が作成する業務継続計画への支援に関すること。</li> <li>4 福祉班への協力に関すること。</li> <li>5 健康増進班への協力に関すること。</li> </ol>
	福祉班 (福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者その他特に配慮を要する者の健康管理及び支援に関すること。</li> <li>2 社会福祉協議会との連携協力に関すること。</li> <li>3 社会福祉団体、社会福祉施設との連絡調整に関すること。</li> <li>4 要配慮者利用施設管理者等が作成する業務継続計画への支援に関すること。</li> </ol>
こども健康対策部 (こども健康部長)	子育て支援班 (子育て支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育児童の感染状況の把握に関すること。</li> <li>2 保育園、児童館等の所管施設の感染症対策に関すること。</li> <li>3 保育園、児童館等の所管施設の利用に関すること。</li> <li>4 児童福祉団体との連絡協力に関すること。</li> <li>5 福祉班への協力に関すること。</li> <li>6 健康増進班への協力に関すること。</li> </ol>
	健康増進班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市対策本部(市対策委員会含む)の設置・運営に関すること。(主)</li> <li>2 本部員会議(市対策委員会含む)に関すること。(主)</li> <li>3 患者等の状況調査に関すること。</li> <li>4 医薬品、衛生材料の調達に関すること。</li> <li>5 県及び中北保健所等との連絡調整、医療体制・医療等の確保に関すること。</li> <li>6 中巨摩医師会及び医療機関への協力要請に関すること。</li> <li>7 感染症予防及び広報に関すること。</li> <li>8 市民からの相談、問い合わせ等の記録、取り次ぎ、処理に関すること。</li> <li>9 物資集積所の管理及び支援物資の管理・配布への統括に関すること。</li> <li>10 臨時予防接種の実施に関すること。</li> <li>11 臨時健康相談・心のケア対策に関すること。</li> </ol>
産業建設対策部 (産業建設部長)	建設班 (建設課長) まちづくり推進班 (まちづくり推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>2 交通情報の収集把握、交通規制及び緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>3 各部への応援に関すること。</li> </ol>
	上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設、簡易水道施設の安定的かつ適切な供給に関すること。</li> <li>2 甲府市上下水道局との連絡、協力要請等に関すること。</li> <li>3 水質検査に関すること。</li> <li>4 各部への応援に関すること。</li> </ol>
	産業班 (産業課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係団体(中央市商工会、中央市農業振興公社、観光協会等)との連絡調整に関すること。</li> <li>2 農業者、商工業者の相談、問合せ等の対応に関すること。</li> <li>3 農業用施設の感染対策に関すること。</li> <li>4 家畜の感染症予防等の対応に関すること。</li> <li>5 死亡獣畜(鳥インフルエンザ・豚コレラ等)の処理等の対応に関すること。</li> <li>6 風評被害対策(農商工等)に関すること。</li> <li>7 市への来訪者(観光等)の安全確保対策に関すること。</li> </ol>
教育対策部 (教育総務課長)	教育総務班 (教育総務課員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立学校施設(小・中学校)との連絡調整に関すること。</li> <li>2 児童生徒の感染状況の把握に関すること。</li> <li>3 公立学校施設(小・中学校)の感染症対策に関すること。</li> <li>4 公立学校施設(小・中学校)の利用に関すること。</li> </ol>
	生涯教育班 (生涯教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設、社会体育施設の利用に関すること。</li> <li>2 各部への応援に関すること。</li> </ol>
議会対策部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会議員との連絡調整に関すること。</li> <li>2 議会への報告・連絡調整等に関すること。</li> </ol>

## 4. 物資等の備蓄

### 1. 感染症有事に備えるための衛生物資の備蓄品目及び備蓄量

- ①サージカルマスク ②N95マスク ③アイソレーションガウン  
④フェイスシールド ⑤非滅菌手袋 の5物資（政府がガイドラインに示す）

備蓄場所：玉穂勤労健康管理センター内

No.	品目	備蓄量	
①	サージカルマスク（不織布）	こども用：14,500枚	一般用：79,300枚
②	N95マスク	370枚	
③	アイソレーションガウン	120枚	
④	フェイスシールド	300個	
⑤	非滅菌手袋（グローブ）	S：2,600枚、M：3,500枚、L：2,600枚	
⑥	プラスチックガウン	青色：60枚、黄色：200枚	
⑦	ゴーグル	10個	
⑧	防護服	白色：29枚	
⑨	防護服セット*	210個（セット）	
⑩	シューズカバー	25枚	

\*セット内容：フェイスシールド・ガウン・キャップ・M95マスク・シューズカバー・グローブ（インナー・アウター）・廃棄用袋  
※備蓄量について、政府・都道府県・医療措置協定締結医療機関は、新型コロナウイルス感染症対応時の需要実績を踏まえ備蓄水準を設定することとしている。（市町村においては、特に示されていない）

### 2. 大規模災害時に備えるための医療救護所（1カ所当たり）の備蓄品及び備蓄量

#### ①医薬品等

No.	品目	備蓄量	No.	品目	備蓄量
1	ディスポシリンジ 2.5ml×23G	100本	25	ニトロール舌下錠	100錠
2	ディスポシリンジ 5ml×22G	100本	26	ジギラノゲンC注0.4mg	2ml/20A
3	ディスポシリンジ 10ml×22G	100本	27	ソルコーテフ注100mg	2ml/5V
4	ディスポシリンジ 20ml 針無	50本	28	アドナ注50mg	10ml/10A
5	注射針 18G	100本	29	トランサミン注5%	5ml/10A
6	注射針 21G	100本	30	キシロカイン注ポリアンプ1%	5ml/10A
7	翼状針 SVセット 18G	50セット	31	キシロカインゼリー	30ml/5本
8	翼状針 SVセット 21G	50セット	32	塩酸プロカイン注1%	1ml/50A
9	翼状針 SVセット 23G	50セット	33	ノルアドレナリン注1mg	1ml/10A
10	留置針サーフロー 18G	50セット	34	プロタノールL注0.2mg	1ml/10A
11	留置針サーフロー 20G	50セット	35	エホチール注10mg	1ml/10A
12	カテラン針 23G	100本	36	ボスミン注1mg	1ml/20A
13	エクステンションチューブ 50cm	50本	37	ネオメドロールEE軟膏	3g/10本
14	輸液セット テルフェュジョン	50入	38	トスフロ点眼	5ml/10本
15	骨髄針 大人用（セット）	4セット	39	リンデロンVG軟膏	5g/10本
16	骨髄針 小児用（セット）	4セット	40	コールタイジン点鼻液	15ml/10本
17	ヒビテン液5%	500ml	41	ソフラチュール10×10cm	10枚
18	消毒用エタノール	500ml	42	グルセリン浣腸 120ml	10本
19	イソジンスクラブ7.5%	500ml	43	エアゾリンD1	57g
20	オキシドール	500ml	44	ラシックス注20mg	2ml/10A
21	フェノバル注100mg	1ml/10A	45	ブドウ糖液5%	500ml/20B
22	イノバン注100mg	5ml/10A	46	生理食塩液	500ml/20B
23	硫酸アトロピン注0.5mg	1ml/10A	47	乳酸リンゲル液	500ml/20B
24	テラプチック静注45mg	3ml/30A	48	スキンステープラ	35針×5個

## ②衛生材料品

No.	品目	備蓄量	No.	品目	備蓄量
1	耳付包帯6裂 M	60本	14	綿棒 120入	4ケース
2	耳付包帯8裂 S	80本	15	清浄綿 20入	4箱
3	伸縮包帯 M	60巻	16	三角巾 大	20枚
4	伸縮包帯 S	80巻	17	駆血帯 50mm×4m	2個
5	弾力包帯 M	30巻	18	保温ミラーシート 大	50枚
6	弾力包帯 S	30巻	19	ラテックスグローブ 100枚入 S	1箱
7	ケアリーヴ 3サイズ 36枚入	1箱	20	ラテックスグローブ 100枚入 M	2箱
8	ケアリーヴ M 30枚入	1箱	21	ラテックスグローブ 100枚入 L	1箱
9	ケアリーヴ M 50枚入	1箱	22	副木ソフトシーネ L	2本
10	サージカルテープ 12mm幅	72巻	23	副木ソフトシーネ S	2本
11	サージカルテープ 25mm幅	48巻	24	副木アルフェンス 2号	2本
12	折りたたみガーゼ L 100入	3箱	25	副木アルフェンス 10号 指用	8本
13	折りたたみガーゼ S 100入	3箱	-		

## ③医療用器具類

No.	品目	備蓄量	No.	品目	備蓄量
1	EK-600※	2セット	6	酸素ボンベ (ダイヤル式酸素流量計付)	1台【予備】
2	LEDペンライト	2個	7	上腕式血圧計	1台
3	パルスオキシメータ OxyPal Mini	2台	8	聴診器 (ケース付き)	1セット
4	トリアージタグ	100枚	9	アイソレーションガウン (ブルー)	1箱 (25枚入)
5	レスキューボード (担架)	2台	-		

### ※EK-600 セット内容

No.	品目	No.	品目
1	診療用具	9	酸素吸入器 (酸素ボンベ含む)
2	識別連絡用具	10	気管挿管セット
3	成人用蘇生器 (リザーバシステム付)	11	縫合切開用具
4	小児用蘇生器 (リザーバシステム付)	12	注射輸液用具
5	新生児用蘇生器 (リザーバシステム付)	13	眼科耳鼻科用具
6	足踏式呼吸器	14	助産用具
7	気道確保等用具	15	包帯材料
8	救急剪刀	-	

## ④一般資材

No.	品目	備蓄量	No.	品目	備蓄量
1	大型石油ストーブ	2台	7	簡易ベッド	2台
2	モバイルソーラーユニット	1台	8	ホワイトボード	1台
3	スミスライト (照明)	2台	9	ホワイトボードシート	1枚
4	医療救護所のぼり旗	3本	10	ブルーシート (10m×10m)	3枚
5	デジタルトランシーバー	1台	11	カラーコーン (赤・黄・緑)	各4個
6	エアーマット (カバー含む)	60セット	12	ヘルメット (医療救護班用)	4個

## 5. 用語集（解説）

### あ行

---

#### ●医療措置協定

新興感染症の発生時において、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定。

#### ●衛生物資

感染症の発生の予防及びまん延防止のためにヒトが身に着ける感染防護具（マスク、ガウン、キャップ、フェイスシールド、グローブ等）の物資。

#### ●疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。

### か行

---

#### ●外出自粛対象者

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等のうち、感染症法により外出自粛の協力を求められた者。

#### ●患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

#### ●患者等

患者、当該感染症に感染したおそれのある者。なお、新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

#### ●感染経路

感染症の病原体が生体に侵入する経路。空気感染、飛沫感染、接触感染、母子感染等に大別される。

#### ●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

#### ●感染症危機対応医薬品等

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。感染症有事や災害時において、必要なときに利用できるよう平時から確保等の取組が求められる。

### ●感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

### ●感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

### ●感染症対策連携協議会

感染症法第 10 条の 2 第 1 項の規定により県が組織し、感染症対策に携わる県、市町村（保健所設置市を含む。）、診療に関する学識経験を有する団体（医師会）、医療機関、消防、職能団体、教育機関、高齢者施設、障害者施設等その他の関係者で構成する会議体。全体協議を行う「全体会」と、医療対策、療養生活支援、まん延防止等対策など個別のテーマを設定して協議する「個別検討会」がある。

### ●感染症法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。（平成 10 年法律第 114 号）

### ●感染症有事

市対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における感染症危機への事態対処が必要な状況。

### ●感染症有事体制

新型インフルエンザ等に対応するための体制のこと。

### ●感染性

学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、県行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。

なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。※ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

### ●感染／感染症

環境中（大気、水、土壌、人を含む動物など）に存在する病原体が人の体内に侵入し、発育又は増殖することを「感染」といい、その結果、全身・消化器・呼吸器・皮膚症状といった、何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」という。

### ●感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のため

の措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

●基本的対処方針

特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

●業務計画

特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。

●業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan の略）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

●緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

●緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

●ゲノム情報／解析

病原体の保有する全ての遺伝情報をさす。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。病原体の変異を追跡するため遺伝子の全配列を調べるもの。

●健康観察

感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

●行動変容

人が行動（生活習慣）を変えること。

●呼吸器感染症

人の肺に感染する病原体による疾病。

## ●個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

## さ行

---

## ●サーベイランス

感染症・環境汚染・経済等の動向について調査・監視を行うことで、感染症の患者や病原体の発生状況を監視し、その状況からの動向予測を行う。

## ●自宅療養

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること。

## ●自宅療養者等

自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。

※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。

※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。

## ●指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて国及び都道府県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

## ●指定届出機関

感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。

## ●住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

## ●所管課

関係機関が法令等に基づき事業等を行う場合において、一定の関与を行うことが想定される行政機関の所属。なお、「関係課」とは、機関・団体との関わりをもつ所属であり、所

管課を含めた幅広い概念。

●**新型インフルエンザ等**

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

●**新型インフルエンザ等緊急事態**

特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

●**新型コロナ**

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

●**新型コロナウイルス感染症等**

感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。

●**新興感染症**

まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、感染症法に基づく医療提供体制の整備等を考える上で使用される用語。このうち、特措法の対象となるものが新型インフルエンザ等。

●**生活関連物資等**

食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民の社会経済活動上重要な物資。

●**咳エチケット**

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

●**総合調整**

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

●**相談センター**

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

●**双方向のコミュニケーション**

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受

取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

●ゾーニング

感染拡大防止と職員の感染防止を目的に、空間を区分する環境整備のこと。

## た行

---

●対策本部

特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。

※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。

県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、「県対策本部」とする。

市が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、設置する本部は、「市対策本部」とする。

●登録事業者

特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

●特措法

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）。

●特定新型インフルエンザ等対策

特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。

●特定接種

特措法第 28 条第 1 項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

●特定接種登録事業者

特措法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

●トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## な行

---

●偽・誤情報

いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。

### ●濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性がある者と判断された者。

## は行

---

### ●発生公表

感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表すること。

### ●発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

### ●パルスオキシメータ

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

### ●パンデミック (pandemic)

パンデミックとは、「世界的な規模で流行すること」、「症状の全国的・世界的な大流行」、「広い地域に高い罹病率で症状が発生し、大流行すること」を意味するほか、「一国の全体、あるいは世界に、ある疾患が広がること」を意味する。なお、本計画において、パンデミックとは、感染症の世界的大流行をいい、特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行（パンデミック）を起こすことが想定される。

### ●病原性

学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ」を指す言葉として用いている。なお、感染性のある微生物が宿主に感染したときに病気を起こすかどうかを意味する。

### ●病原体

病気を引き起こす能力を持つ生物や物質のこと。具体的には、ウイルス、細菌、真菌、寄生虫などが含まれる。なお、これらの病原体が体内に侵入し、増殖することで感染症が引き起こされる。

### ●フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

## ま行

---

### ●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特

措法第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

●水際対策

感染症などの上陸を阻止するために行われる検疫や検査のこと。

●無症状病原体保有者

感染症の病原体を保有している者であって、当該感染症の症状を呈していないものをいう。

## や行

---

●薬剤感受性

感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。  
※薬剤の有効性の指標。

●有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

## ら行

---

●リエゾン

「仲介」や「橋渡し」という意味。市町村が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、その所属する市町村による新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や県型保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

●リスク評価

情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスを指す。感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。

## ABC

---

●DX（デジタルトランスフォーメーション）

DXとは、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指します。デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略で、直訳すると「デジタル変革」という意味。本来はビジネス領域に限った言葉ではなく、より広義な意味を持っている。

## 中央市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 令和8年3月

発行 中央市役所こども健康部健康増進課

〒409-3892

山梨県中央市臼井阿原 301-1

TEL : 055-274-8542

FAX : 055-274-1125





中央市